

真庭市立中和小学校 いじめ防止基本方針

令和8年度

いじめに関する現状と課題

○本校の児童は、明るく元気で、休み時間には多くの児童が学年を問わず仲良く遊ぶことができる。また、素直で思いやりのある児童が多い。一方、何気なく友達をあだ名で呼んだり、乱暴な言葉遣いをしたりするなど人権感覚が十分に育っていないと感じられる一面もある。また、自分の思いを適切に伝えることができず、人間関係を円滑に築きにくい児童もいる。

○GIGAスクール構想に伴いタブレットPCを家庭で使用することが増えた。また、スマホを所持する児童もいる。今後、SNSによるトラブルや、ネットいじめなども懸念されることから、児童の実態把握に努め、問題の未然防止と家庭と連携した対応が求められる。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための対策を組織的に推進するとともに、教職員の人権感覚、人権意識の研鑽に努める。
- ・児童の主体的な活動を推進するとともに、児童の自己有用感を高める学校運営、学級運営に努める。
- ・児童の実態把握、情報共有を組織的、計画的に行い、いじめの早期発見、早期対応に努める。

<重点となる取組>

○教職員研修の充実

教職員が常に人権意識を高くもち、いじめ問題に適切かつ迅速に対処する能力を磨く。

○児童が主体となる取組

児童会が主体となり、いじめを許さず、自分たちで進んで問題を解決しようとする意識を育む。

○情報モラル教育の充実

児童のインターネットや携帯電話等の利用実態を踏まえ、児童の発達段階に応じて、情報モラルに関する授業を実施する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

本方針を地域、保護者に周知・徹底し、いじめ問題に中和地区一体になって取り組む。

地域と連携を密にし、学校外での見守り、情報提供により、いじめの未然防止、早期発見に努める。

PTA研修会を実施し、保護者の人権感覚、人権意識の高揚に取り組む。

いじめ問題の相談窓口を保護者に周知する。(学校HP等)

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。

<対策委員会の開催時期>

年2回(2学期は必要に応じて開く)

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

職員会議で全教職員に周知。緊急時は臨時朝礼・終礼で対応。文書回覧での情報共有。

<構成メンバー>

校外

PTA会長、副会長、青少年相談員

校内

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭 担任、SC、SSW

全 教 職 員

関係機関等との連携

○県教育委員会

- ・ネットパトロールによる監視
- ・専門スタッフ(SSW等)の派遣

*学校窓口(教頭)

○真庭市教育委員会

- ・問題行動調査結果等の報告

*学校窓口(教頭)

○真庭警察署

- ・学警連絡会議(情報交換)
- ・非行防止教室等の講師派遣

*学校窓口(教頭)

学校が実施する取組

① いじめの防止

(教員研修)

- ・いじめ対応マニュアルを全職員に徹底する。
- ・教職員の指導力向上のため、児童のネット利用の状況を把握し、児童の実態に応じた研修会を行う。

(児童会活動)

- ・いじめについて考える週間において、児童会が主体となり、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。

(居場所づくり)

- ・授業やその他の活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定し、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

(情報モラル教育)

- ・ネット上のいじめを防止するために、情報を適切に利用する力を付けるための情報モラルに関する授業を行う。

② 早期発見

(実態把握)

- ・児童の実態把握のためのアンケートと、それを受けての教育相談を年3回実施する。また、日頃から児童の様子を観察に努める。

(相談体制の確立)

- ・担任、養護教諭など複数の相談窓口を児童に周知するとともに、気になる児童には教職員から積極的に声をかける。

(情報共有)

- ・管理職への報告、連絡、相談を徹底。生徒指導主事が中心になり、情報収集に努めるとともに、全教職員で迅速に情報共有する。

(家庭との連携)

- ・電話連絡、連絡帳などを介して保護者との連絡を密にし、児童の小さな変化を迅速に共有する。

③ いじめへの対応

(いじめの有無の確認)

- ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。

(いじめへの組織的対応)

- ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
- ・場合によっては警察の協力を依頼する。

(いじめられた児童への支援)

- ・いじめられた児童を守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して適切かつ迅速な支援を行う。

(いじめた児童への指導)

- ・いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行う。また、生活環境や人間関係などの背景を把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導する。